

平成30年度有料老人ホーム
立入検査結果報告書

吹田市 福祉部 福祉指導監査室

第1 立入検査の実施状況

目的

吹田市では、老人福祉法第29条及び吹田市有料老人ホーム設置運営指導指針、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし、有料老人ホームの施設運営の適正化を図ることを目的に、立入検査を実施しました。

実施回数

立入検査は、概ね3年に1回を目途に実施しています。また、大阪府と共同で年に1回、指導・研修会(集団指導)を実施しています。

立入検査の結果は、次のとおりです。

平成30年度立入検査結果一覧表(I)

サービス名称	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
介護付有料老人ホーム	9	2	22.2%
住宅型有料老人ホーム	27	5	18.5%
合 計	36	7	19.4%

平成30年度立入検査結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘事業所数	文書指摘・口頭指導【あり】の事業所数		
	合計	文書指摘のみ	口頭指導のみ	文書指摘及び口頭指導
介護付有料老人ホーム	2/2	-	-	2
住宅型有料老人ホーム	5/5	1	-	4
合 計	7/7	1	-	6

第2 文書指摘事項

(1) 文書指摘事項の順位

順位	指摘事項	主な指摘原因
第1位	事故防止について	転倒防止、誤飲防止、誤薬防止
第2位	非常災害対策について	定期的な避難訓練 ※年2回(うち1回は夜間想定)
第3位	衛生管理について	感染症予防
第4位	専用区画について	図面と現状の相違

(2) 主な指摘事項

【事故防止について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	食器棚やテレビの設置について、転倒防止策を講じること。	
2	液体せっけん等は固定するなどの誤飲防止策を講じること。	
3	配薬管理を徹底し、食後の服薬忘れや誤薬事故を防止すること。	
4	施設内の掲示物について、画びょう等で固定されていたので、両面テープ等で固定するなどの誤飲防止策を講じること。	

【非常災害対策について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	定期的に年2回(うち1回は夜間想定)の消防避難訓練を実施すること。	
2	非常食及び医薬品等の生活必需品を備蓄(職員分を含む)・整備すること。	
3	屋内の非常階段において、椅子などの障害物が置いてあるので、避難経路を確保するため、撤去すること。	

【衛生管理について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	汚物処理室が独立して設置されていなかったため、カーテン等で仕切るなどして、感染症防止策を講じること。	
2	汚物処理室から汚物を搬出する場合の動線に配慮した出入り口を確保すること。	
3	開封済みの紙おむつについては、密閉した容器に保管すること。	
4	浴室のヘアブラシについて、共用される恐れがあるため、感染症防止の観点から撤去すること。	

【専用区画について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	図面上では「汚物処理室」となっているが、現状では「職員用トイレ」となっているため、区画変更の届を提出するか、汚物処理室として使用すること。	
2	3階理美容室横のトイレの便器と手洗いの配置が図面と異なっていたので、図面の内容を変更すること。	
3	1階大浴室が倉庫状態となっているので、区画変更の届を提出するか、置いてあるものを撤去して大浴室として使用できる状態にすること。	
4	3階談話室が、夜勤職員の宿直室状態となっているので、区画変更の届を提出するか、置いてあるものを撤去して談話室として使用できる状態にすること。	

【運営懇談会について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営懇談会が開催されていなかったため、下記の点に留意し開催すること。 ・構成メンバーは、入居者、家族、職員の他に地域関係者も含めること。 ・議事録を作成し、欠席した家族にも周知すること。	

【事故報告について】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービス提供中における負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。出血等により縫合が必要な外傷を含む。）の市への報告を要する事故については、その都度報告すること。	